

令和4年度 建設工事等に係る入札・契約制度の見直しについて

目的

建設工事等に係る入札・契約制度について、「適正価格での競争の促進」及び「価格と品質が総合的に優れた内容の契約の実現」の観点から見直すことにより、地元業者の育成と雇用の確保を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とします。

建設工事に係る見直し

最低制限価格等の水準の引上げ

国の調査基準価格の算定式の見直し(令和4年4月1日実施)に準じて、本局の最低制限価格及び調査基準価格の算定式を見直し、その水準を引き上げます。また、これに伴い総額失格基準の水準も引き上げます。

【最低制限価格及び調査基準価格の算定方法】

[現行]

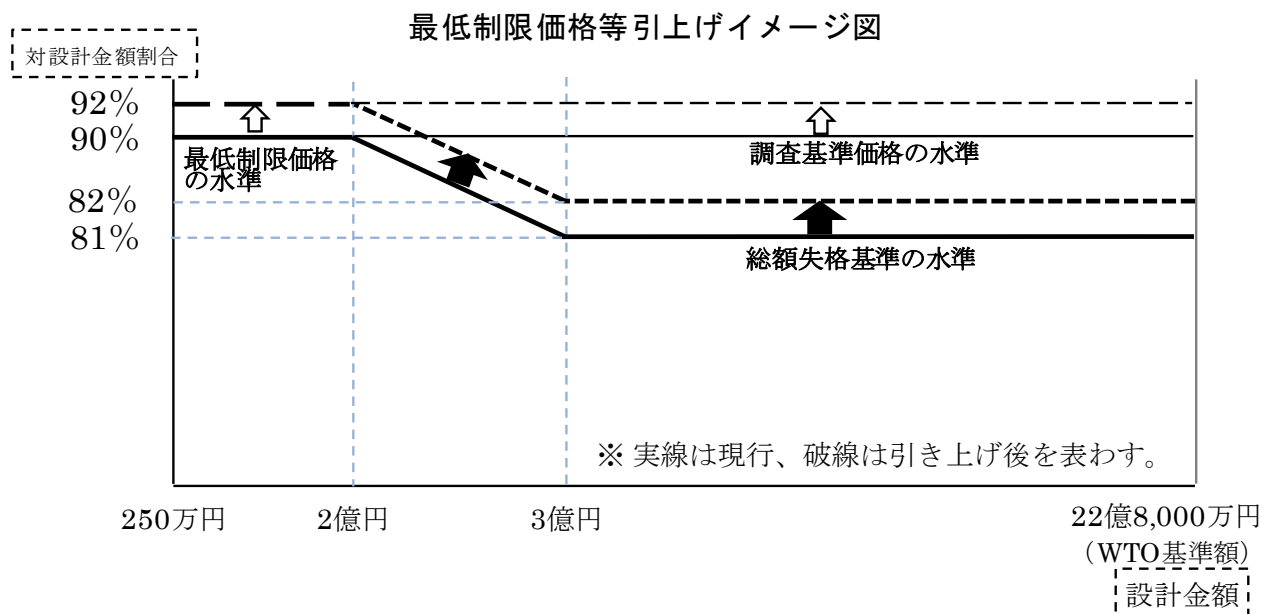
$$(直接工事費 \times 0.97 + 共通仮設費 \times 0.9 + 現場管理費 \times 0.9 + \underline{一般管理費 \times 0.55}) \times 偶発値 \times 1.1$$

[見直し後]

$$(直接工事費 \times 0.97 + 共通仮設費 \times 0.9 + 現場管理費 \times 0.9 + \underline{一般管理費 \times 0.68}) \times 偶発値 \times 1.1$$

※ 最低制限価格の対象：設計金額250万円を超え2億円未満

※ 調査基準価格の対象：設計金額2億円以上



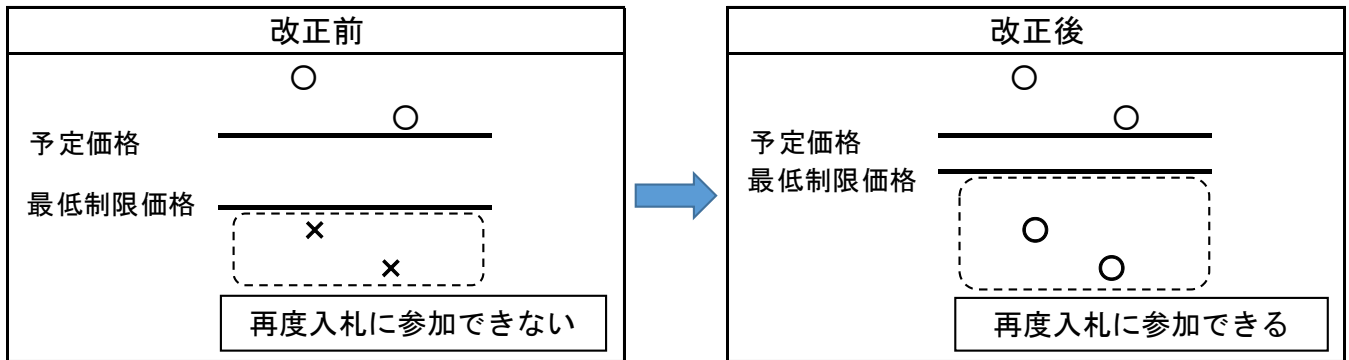
その他

再度入札の改善（建設工事・建設コンサルタント業務等共通）

本局で実施している競争入札においては、初度の入札において予定価格の制限の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札）がないときは、1回に限り、直ちに、再度の入札（以下「再度入札」という。）に付することとしています。

このような場合、現在は初度の入札において最低制限価格に満たない価格をもって入札した入札参加者は再度入札に参加することができない扱いとしていますが、過去3か年度において、再度公告入札（入札不調となり、あらためて入札公告手続きを行うこと。）の結果、落札者が決定したもののうち、これらの者が落札者となった事例が半数を上回っていることから、入札不調対策の一環としてこの扱いを廃止します。

【改正のイメージ】



実施時期

令和4年9月1日以降に入札公告等を行うものから適用します。

お知らせ

令和5・6年度建設工事及び建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請

1 新規・一斉更新の申請受付

令和5・6年度分の建設工事及び建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請受付を、本年11月頃予定しています。

2 建設工事に係る競争入札参加資格の認定における広島市評価事項

令和5・6年度の建設工事に係る競争入札参加資格の認定における広島市評価事項について、別紙のとおり変更します。（別紙参照）

令和5・6年度建設工事及び建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請についての詳細は、令和4年9月末頃に公告を行うとともに、「ひろしま市民と市政」（広報紙）や広島市ホームページでお知らせします。また、令和4年度分の資格を認定されている業者の方には電子メールでもお知らせします。

【追加する項目】

「ひろしま型地域貢献企業」の認定状況

令和3・4年度の広島市評価事項	令和5・6年度の広島市評価事項
(新設)	<u>申請事業者が、申請日において、本市の「ひろしま型地域貢献企業」の認定を受けている場合。ただし、営業所ごとに認定を受けている場合にあつては、認定を受けている営業所が建設業法上の営業所等（広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、請負契約の締結その他入札及び契約の相手方になろうとするものに限る。）であるときのみ加点とする。 5点（地元事業者が該当する場合にあつては、8点）</u>

【削除する項目】

CPDSの学習単位及びCPDの学習時間の状況（一部抜粋）

令和3・4年度の広島市評価事項	令和5・6年度の広島市評価事項																								
<p>(1) 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が運営する継続的専門能力啓発学習制度における申請事業者ごとの学習単位数（CPDS学習単位数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>1～19</th> <th>20～39</th> <th>40～59</th> <th>60～79</th> <th>80～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 点</td> <td>4 点</td> <td>8 点</td> <td>12 点</td> <td>16 点</td> <td>20 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建築CPD運営会議が運営する建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における申請事業者ごとの認定時間数（CPD認定時間数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時 間</th> <th>1～11</th> <th>12～23</th> <th>24～35</th> <th>36～47</th> <th>48～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 点</td> <td>4 点</td> <td>8 点</td> <td>12 点</td> <td>16 点</td> <td>20 点</td> </tr> </tbody> </table>	単 位	1～19	20～39	40～59	60～79	80～	配 点	4 点	8 点	12 点	16 点	20 点	時 間	1～11	12～23	24～35	36～47	48～	配 点	4 点	8 点	12 点	16 点	20 点	<u>(削除)</u>
単 位	1～19	20～39	40～59	60～79	80～																				
配 点	4 点	8 点	12 点	16 点	20 点																				
時 間	1～11	12～23	24～35	36～47	48～																				
配 点	4 点	8 点	12 点	16 点	20 点																				

【臨時的な措置を解除する項目】

まちの美化活動の取組状況（一部抜粋）

令和3・4年度の広島市評価事項	令和5・6年度の広島市評価事項
<p>(2) 申請の日前2年以内に、本市の区域内の場所を対象として、「広島市まちの美化に関する里親制度」、「広島市クリーンボランティア支援事業」、「広島県アダプト制度」又は「国土交通省広島国道ボランティア・ロード」による清掃活動を事業所として行った実績がある場合</p> <p>(3) 申請の日前2年以内に、公共団体又は公共的団体が広島市の区域内の公共の場所（道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等）を対象として行った清掃活動に、事業所として2回以上参加した実績がある場合</p>	<p>(2) 申請の日前<u>1</u>年以内に、本市の区域内の場所を対象として、「広島市まちの美化に関する里親制度」、「広島市クリーンボランティア支援事業」、「広島県アダプト制度」又は「国土交通省広島国道ボランティア・ロード」による清掃活動を事業所として行った実績がある場合</p> <p>(3) 申請の日前<u>1</u>年以内に、公共団体又は公共的団体が広島市の区域内の公共の場所（道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等）を対象として行った清掃活動に、事業所として2回以上参加した実績がある場合</p>

【変更する項目】

(1) 女性活躍推進の取組状況（一部抜粋）及び男女共同参画の取組状況（一部抜粋）

令和3・4年度の広島市評価事項	令和5・6年度の広島市評価事項
<p>【女性活躍推進の取組状況（一部抜粋）】</p> <p>(1) 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第7項の規定に基づいて一般事業主行動計画を策定し、かつ、所轄都道府県労働局長に当該行動計画を届け出ている場合</p> <p>(2) 常時雇用する労働者の数が101人以上の事業者 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づいて策定した一般事業主行動計画の実施等に関し、同法第9条又は第12条の規定により厚生労働大臣の認定を受けている場合</p>	<p>【女性活躍推進の取組状況（一部抜粋）】</p> <p><u>【男女共同参画の取組状況】に移管</u></p>
<p>【男女共同参画の取組状況（一部抜粋）】</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>【男女共同参画の取組状況（一部抜粋）】</p> <p>(1) <u>申請事業者が、申請日において、次のア又はイに掲げる事業者の区分に応じ、それぞれに定める事項に該当している場合</u></p> <p>ア <u>常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第7項の規定に基づいて一般事業主行動計画を策定し、かつ、所轄都道府県労働局長に当該行動計画を届け出ている場合</u></p> <p>イ <u>常時雇用する労働者の数が101人以上の事業者 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づいて策定した一般事業主行動計画の実施等に関し、同法第9条又は第12条の規定により厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けている場合</u></p> <p>合</p> <p>(2)～(5) (現行に同じ)</p>

(2) 失業者に関する雇用の取組状況（一部抜粋）

令和3・4年度の広島市評価事項	令和5・6年度の広島市評価事項
<p>申請事業者が、申請の前日2年以内に、広島市の区域内に居住する失業者1人以上を次のいずれかに該当する労働者として採用し、申請日現在、雇用保険の被保険者として継続して雇用している場合 該当する労働者に対応する点数にその人数を乗じて得た点数の合計点。ただし、20点（地元事業者が該当する場合にあっては、30点）を上限とする。</p>	<p>申請事業者が、申請の前日2年以内に、広島市の区域内に居住する失業者1人以上を次のいずれかに該当する労働者として採用し、申請日現在、雇用保険の被保険者として継続して雇用している場合 <u>（2人以上あるときは、そのいずれかの者）。なお、(1)及び(2)のいずれにも該当する場合にあっては、申請事業者が希望したいずれか一方のみの加点とする。</u></p>

(3) 災害時の地域貢献の状況（一部抜粋）

令和3・4年度の広島市評価事項	令和5・6年度の広島市評価事項
申請事業者が、申請日において、広島市災害応急対策に係る協力事業者の登録等に関する要綱（平成18年6月1日施行）の規定に基づき、災害協力事業者として登録されている場合 10点（地元事業者が該当する場合にあっては、15点）	(1) 申請日において、広島市災害応急対策に係る協力事業者の登録等に関する要綱（平成18年6月1日施行）の規定に基づき、災害協力事業者として登録されている場合 <u>5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点）</u> (2) (1)に該当し、かつ、申請日の属する年度前2年度内において、広島市長又は広島市水道事業管理者が発注した災害関連工事（予算科目の款が「災害復旧費」として計上されているものに限る。）の受注実績がある場合 <u>10点（地元事業者が該当する場合にあっては、15点）</u>

詳細については、広島市ホームページ上の以下ページをご覧ください。

【令和5・6年度の建設工事に係る競争入札参加資格の認定における広島市評価事項】

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankei-kitei/292003.html>